

函館市職員希望降任制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の希望を尊重し、個人の事情に応じた任用を行うことにより、職員の勤務意欲の向上および組織の活性化を図るため、職員の希望降任制度について必要な事項を定めるものとする。

(対象職員等)

第2条 降任を希望することができる職員は、主任以上の職にある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職員本人の病気等の理由により職責を果たすことが困難である者
 - (2) 家族の介護等家庭の事情により職責を果たすことが困難である者
- (降任の申出)

第3条 降任を希望する職員は、別記第1号様式の申出書により、所属長を経由して、任命権者に申し出なければならない。

- 2 任命権者は、前項の申出があった場合において、当該申出に係る事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対し、診断書その他の関係書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の申出において希望することができる降任する職は、当該職員が在職する職より下位の職であって、主任主事または主任技師以上のものとする。

(降任の承認等)

第4条 任命権者は、職員から前条第1項の申出があったときは、降任を希望する理由等について審査し、降任の可否および降任を認める場合は降任する職を決定し、その結果を別記第2号様式の通知書により当該職員に通知するものとする。この場合において、任命権者が市長以外の者であるときは、当該任命権者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(降任の時期)

第5条 任命権者は、前条の規定により降任を承認したときは、原則として当該承認の日の属する年度の翌年度の4月1日に降任を行うもの

とする。ただし、任命権者が認めるときは、この限りでない。

(降任後の給料月額)

第6条 降任後の給料月額は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年函館市規則第29号）が適用される職員にあっては、同規則第23条の規定、函館市企業局職員の給与に関する規程（平成23年函館市企業局規程第25号）が適用される職員にあっては、函館市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成23年函館市企業局規程第26号）第19条の規定、函館市病院局職員の給与に関する規程（平成18年函館市病院局規程第17号）が適用される職員にあっては、函館市病院局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成18年函館市病院局規程第35号）第24条の規定による。

(降任後の昇任等)

第7条 この要綱に基づき降任された職員は、当該降任の申出に係る事由が消滅したときは、別記第3号様式の届出書により、所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合は、当該届出をした職員の昇任について、同一の職にある他の職員と同様に取り扱うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、職員希望降任制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

降任希望申出書

年 月 日

（任命権者） 様

所属
職・氏名

私は、次のとおり降任を希望するので申し出ます。

(降任を希望する理由)	
(降任を希望する職)	
(降任後に従事したい職務等)	
所属長確認欄	所属課長

別記第2号様式（第4条関係）

降任承認（不承認）通知書

年 月 日

様

（任命権者）

印

年 月 日付けで申出のあった降任の希望については、
次のとおり決定したので通知します。

承 認			不 承 認		
降 任 後 の 職		職 務 の 級	級	不 承 認 の 理 由	

別記第3号様式（第7条関係）

降任希望事由消滅届出書

年 月 日

（任命権者） 様

所属
職・氏名

私は、 年 月 日付けで申し出た降任の希望について、
次のとおり降任を希望した事由が消滅したので、届け出ます。

（降任を希望した事由が消滅したことの説明）

所属長確認欄

所属課長

